

結婚新生活支援補助金

●補助対象要件

期間：令和7年3月31日まで

次のすべての要件を満たしていること

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦であること
- ② 婚姻時の夫婦の年齢がともに満39歳以下であること
- ③ 夫婦の合計所得が500万円未満であること
- ④ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑤ 過去にこの補助金を受けたことがないこと（他市町村での補助含む）
- ⑥ 新婚世帯の2親等以内の親族に対し支払った費用でないこと
- ⑦ 同一世帯全員が暴力団の構成員でないこと
- ⑧ 同一世帯全員が町税等を滞納していないこと



※令和5年度からの継続補助対象者には、町から別途通知します。

●補助金額（補助率：対象経費の100%）

| 対象要件 | 補助金額 | 申請期間 |
|---------------------|--------|-------------|
| 婚姻時の夫婦の年齢がともに満29歳以下 | 上限60万円 | 令和7年3月31日まで |
| 〃 満39歳以下 | 上限30万円 | |

●対象経費（令和6年4月1日～令和7年3月31日までの支払額が対象）

住宅の新築・購入・リフォーム費用、家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越し費用

●申請時必要書類

- 交付申請書 戸籍謄本 住民票謄本（本籍地、続柄記載あり） 夫婦の所得証明書
- 住宅取得（新築・購入・リフォーム・賃貸）に係る契約書の写し 住宅手当支給証明書
- 町税等の未納がない証明書（※下記参照） 引越費用の請求書の写し
- 貸与型奨学金返還額が分かる書類の写し（夫婦年間所得額の合計が500万円を超える場合）

※ 申請年度の前年の1月1日時点で、南関町の住民基本台帳に登録されていない人のうち、満18歳以上の世帯員全員分の提出が必要です。（旧住所地で取得してください。）

※ 申請時点で町税等（保育料、使用料等）に未納がある場合は、申請受付できません。

●実績報告時必要書類

- 実績報告書 請求書 住宅取得に係る費用の支払いを証明する書類等の写し
- 引越費用の支払いを証明する書類等の写し
- 建物不動産登記全部事項証明書（住宅を新築または購入した場合）

●その他

次の場合は、補助金を返還していただきます。

- ① 虚偽の申請、その他不正行為があった場合

問合せ先

南関町役場 まちづくり課

電話：0968-57-8501